

目黒川流水部への立入りの制限等に関する要綱

平成30年3月19日付け目都道第4187号
平成31年3月14日付目都道第4105号一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年12月東京都条例第106号）第2条の規定に基づき目黒区（以下「区」という。）が管理する目黒川において、転落防止柵内の流水部（以下「流水部」という。）への立入りの制限及び立入時の対応等について定めることにより、立入者に対する危険を防止し、及び立入者の身体の安全を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 適用区域は、区内の目黒川全域とする。

(立入りの制限等)

第3条 降雨時における都市河川特有の急激な水位上昇による危険等から立入者の身体の安全を確保するため、区職員以外は、流水部に立ち入ることができないものとする。ただし、目黒川の水位変化、気象情報の急変等について情報を収集できる区が開催する行事で立ち入るとき、区と契約を締結した事業者が目黒川の維持管理作業を行うとき等区長が立入者の身体の安全が確保できると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により区職員以外で、区長が認める場合以外の場合に立ち入ったことにより、事故等が発生したときは、立入者の責任によるものとする。

(立入時の対応等)

第4条 流水部に落下した物品等を回収する場合、区職員が直接行う。この場合において、当該職員は、気象予報会社に直近の気象状況を確認し、身体の安全を確保した上で行うものとする。

2 前項の規定により流水部に立ち入る場合のほか、区職員が流水部に立ち入る場合は、水防監視システム及び気象予報会社からの情報を即時に収集できるよう、道路公園課に1名以上の職員を待機させるものとする。

3 区と契約を締結した事業者が目黒川の維持管理作業を行う場合、区長はあらかじめ作業計画を提出させ、気象の急変に対応できる社内連絡体制を整備させるものとする。

(周知)

第5条 区長は、第3条の規定に基づく流水部への立入りの制限について、周知するものとする。

付 則

この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。